

伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託（以下、「本委託業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により、契約候補者を選定するためのものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託
- (2) 業務内容 「伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託 仕様書」のとおり
- (3) 業務期間

- (ア) 導入期間（伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託）

契約締結日 ～ 令和 8 年 1 月 31 日

- (イ) 利用期間（伊勢市公開型 GIS 等サービス利用）

令和 8 年 2 月 1 日 ～ 令和 13 年 1 月 31 日（60 か月）

サービス利用に係る契約は、本委託業務完了後締結するものとする。また、本利用に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算において減額、又は、削除があった場合、この契約の変更、又は、解除がある。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託及びサービス利用の趣旨と目的を理解し、本業務に関する実績と能力があり、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に該当しないことが明らかとなった場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に以下の業種分類で、公告日時点で登録されていること。

2503 事務事業委託 システム開発・管理

- (3) 本件の参加申込期限から契約締結までの間、伊勢市建設工事等資格（指名）停止措置要領（平成 17 年伊勢市訓令第 20 号）の規定による資格（指名）停止措置を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続

開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、伊勢市競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

（５）伊勢市暴力団排除条例第 8 条の規定に該当する者でないこと。

（６）ISO/IEC 27001 (ISMS) またはプライバシーマークのいずれかの認証資格を取得していること。

（７）令和 2 年度以降に、人口 10 万人以上の地方公共団体における GIS システムの導入業務の元請の履行実績を有すること。

4 提案上限額（いずれも消費税及び地方消費税を含まない額）

システム構築費用 14,273,000 円

システム運用費用 27,240,000 円（60 か月分）

合計 41,513,000 円

※それぞれの額の上限を超えての提案は失格とする。

5 スケジュール

実施内容	実施期間（期日）
公告日	令和 7 年 5 月 12 日（月）
参加申請期限	令和 7 年 5 月 26 日（月） 15 時まで
参加資格審査結果通知	令和 7 年 5 月 27 日（火） まで
質問受付期限	令和 7 年 6 月 9 日（月） 17 時まで
質問に対する回答期限	令和 7 年 6 月 13 日（金） 17 時まで
提案書等資料の提出期限	令和 7 年 6 月 23 日（月） 17 時まで
プレゼンテーションの日程通知	令和 7 年 6 月 24 日（火） 頃
プレゼンテーション	令和 7 年 7 月上旬（予定）
契約候補者決定及び結果通知	令和 7 年 7 月中旬（予定）

6 参加申請

（１）参加申請期限

令和 7 年 5 月 26 日（月） 15 時まで

（２）申請方法

伊勢市資産経営部契約課（以下、「契約課」という。）に公告記載の方法で以下の提出書類を送付すること。その際、ISO/IEC 27001 (ISMS) またはプライバシーマークのいずれかの認証証明書の写し及び、同種業務の施行実績を指定の様式により提出すること。

<提出書類>

- ・プロポーザル参加申請書（様式1）
- ・ISO/IEC27001(ISMS)又はプライバシーマークの認定書（登録証）の写し
- ・同種業務等の施行実績表

(3) 参加資格審査結果通知

参加資格の審査結果については、令和7年5月27日（火）までに契約課から公告記載の方法により提案者へ通知する。

7 提出資料等にかかる質問受付

(1) 質問受付期限

令和7年6月9日（月）17時まで

(2) 質問の方法

「15 担当課」宛に、様式2「質問書」を電子メールに添付して行うこと。メール件名及びファイル名は以下に従って作成すること。また、質問に必要な資料等がある場合は、あわせて添付すること。

電子メール件名：【質問】伊勢市公開型GIS等導入業務委託_提案者名

質問書ファイル名：【質問】伊勢市公開型GIS等導入業務委託_提案者名.xlsx

※ 質問メールの本市への到着確認を「15 担当課」まで電話にて行うこと。

※ 2回目以降の質問については、件名とファイル名にナンバリングすること。

（例）【質問2】伊勢市公開型GIS等導入業務委託_提案者名

(3) 質問への回答について

- ・ 質問に対する回答は原則、質問受付後、翌4営業日以内に、提案者全員に対して電子メールにて随時回答する。ただし、質問内容によっては、回答が遅れる場合や、回答できない場合がある。なお、質問を行った提案者に対する個別の回答は行わない。
- ・ 本市の回答に対する再質問、追加質問についても提出可能とするが、質問受付期限以降は一切受け付けない。

8 提出資料について

(1) 提出資料の種類

① 伊勢市公開型GIS等導入業務委託にかかる企画提案書

（以下、「企画提案書」という。）

② 伊勢市公開型GIS等導入業務委託にかかる機能調査票

（以下、「機能調査票」という。）

③ 伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託にかかる提案見積書

(以下、「提案見積書」という。)

④ 上記①②③を補足する付属資料 (提出任意)

(2) 提出資料の作成数量

作成数量については、「伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託 提出資料記載要領 (以下、「提出資料記載要領」という。)」を参照すること。

(3) 提出資料の記載内容等

記載方法及び作成要領については、「提出資料記載要領」を参照すること。

(4) 提出資料に関する留意事項

提出資料に関する留意事項については、「提出資料記載要領」を参照すること。

(5) 資料の提出期限等

提出期限：令和 7 年 6 月 23 日 (月) 17 時まで (必着)

提出方法：持参又は郵送

※郵送の場合は到着確認が可能な方法とし、受付期限までに必着とする。

提出先：「15 担当課」に同じ

9 プレゼンテーション審査

(1) プレゼンテーションの日程

令和 7 年 7 月上旬 (予定)

※日時、場所、要領等の詳細については、令和 7 年 6 月 24 日 (火) 頃に通知する。

(2) プレゼンテーションにおける留意事項

- ・ プレゼンテーションは、提案者が提出した企画提案書に沿った内容とし、追加の資料提出は認めない。
- ・ プレゼンテーションの時間は、質疑応答の時間を含めて、各提案者 70 分以内とする。なお、時間割合は、準備 5 分、企画提案書の説明 20 分、デモンストレーション 20 分、質疑応答 20 分、撤収 5 分以内とする。
- ・ プレゼンテーションへの出席は 5 名までとする。なお、本業務の配置予定となっているプロジェクト管理者 (プロジェクトの実質的な責任者)、プロジェクトメンバー (メイン業務を担当する者) は必ず参加すること。
- ・ プレゼンテーションにおいて、機器・備品類及び回線を使用する場合には、提案者が準備・負担する。ただし、机、椅子、電源、大型モニタ (55 型以上、HDMI ケーブルあり)、LGWAN 端末 (LGWAN-ASP でのデモンストレーション用) については、本市において準備する。
- ・ プレゼンテーションは非公開とする。

- ・ 質疑への回答は、プレゼンテーションの出席者のみ認める。
- ・ プレゼンテーションでは、提案内容のほか質疑応答における回答内容についても提案内容とみなす。終了後の内容変更は一切認められないため、留意すること。

10 デモンストレーション

(1) デモンストレーションにおける留意事項

- ・ 提案者は本市が提示するデモンストレーションシナリオに沿って、デモンストレーションを実施すること。また、本市からの提案者の質問に適宜対応すること。詳細は「デモンストレーション実施要領」のとおり。
- ・ 本市においてプレゼンテーション会場のインターネット環境は用意しないため、提案者のプレゼンテーション用パソコンでインターネット接続を行い、デモンストレーションを行うこと。
- ・ 提案者が過去に導入した自治体等でのシステムを利用しデモンストレーションを実施する場合は、提案者の責任等により当該自治体等に許可を得ること。
- ・ 庁内 GIS のデモンストレーションを LGWAN-ASP の環境にて実施することを予定しているときは、本市が準備した LGWAN 端末を使用すること。なお、提案者がスタンドアロン端末を用意のうえ、庁内 GIS のデモンストレーションを行うことも可とする。(本市ネットワーク環境への接続は不可)
- ・ 本市が準備した LGWAN 端末を使用する場合には、URL を事前に「15 担当課」へ連絡すること。プレゼンテーション前日までに「15 担当課」が URL のアクセス確認を行うこととする。

11 審査方法

(1) 審査方法

選定に係る業務は、「伊勢市公開型 GIS 等導入業務委託契約候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」が行う。プロポーザル選定基準に則り評価を行い、委員毎に「提案評価点」、「機能評価点」、「デモンストレーション評価点」及び「価格評価点」を合算した「総合点数」により、順位点を付け、その順位点の合計が最も高い提案者を契約候補者として決定する。

詳細は「プロポーザル選定基準」のとおり。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、本プロポーザルの提案者全員（途中辞退者を除く。）に書面にて通知する。なお、選定結果に対する一切の問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。また、非選定理由の説明は行わない。

12 契約

契約候補者と、提案見積価格の導入経費の金額内において本委託業務契約を締結する。契約内容の詳細については、契約候補者と提案内容も含め、十分な協議のうえ決定する。ただし、契約候補者に対し、指名停止等の欠落事項が生じた場合は契約しない場合がある。

また、サービス利用については、本委託業務とは別に、契約候補者と、提案見積価格の利用経費金額内において5年間の長期継続契約の締結を予定している。

13 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載、及び重大な不備があった場合
- ③ プレゼンテーションに出席しなかった場合
- ④ 「3 参加資格」に規定する要件を欠いた場合
- ⑤ 同一事項の提案（見積り）に対し、二つ以上の提案（見積り）をした場合
- ⑥ 「機能調査票」の必須項目で「対応不可」となる項目があった場合、または対応可否欄に空欄があった場合
- ⑦ 提案上限額を超える提案見積書を提出した場合
- ⑧ 審査の公平を害する行為があった場合
- ⑨ その他、提案にあたり著しく信義に反する行為があると認めた場合

14 その他留意事項

- ① 本プロポーザルの提案者は、参加申請書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルにかかる関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 本プロポーザル参加にかかる経費は、すべて提案者の負担とする。
- ③ 提出書類等の受付後の内容変更は認めない。
- ④ プレゼンテーション当日の資料の配布は一切受け付けない。
- ⑤ 提出書類の内容に、不明な点や疑問点がある場合には、説明を求めることがある。
- ⑥ 提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- ⑦ 提出された提案書類は返却しない。
- ⑧ 参加申請後に辞退する場合は、その旨を記載した書面（様式任意）を「15 担当課」に持参又は郵送で提出すること。なお、辞退により何らの不利益は伴わない。
- ⑨ 契約候補者が正当な理由無く協議又は契約を辞退する場合は、伊勢市建設工事等（指名）停止措置要領に基づいて指名停止等の処分を行うことがある。
- ⑩ 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提出を行った提案者に帰属する。ただし、本市はこの事業に関し必要と認められる用途について、提案書類の一部または全部を

無償で利用できるものとする。

- ⑪ 提出された書類は、「伊勢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。提出される書類において、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等に該当するもの）にはその旨を明記すること。
- ⑫ 本市から提示する各種資料については、本プロポーザル以外に使用することを禁止する。
- ⑬ 個人情報の保護に関する法律、伊勢市契約規則等をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。
- ⑭ 選定終了までの期間、本件に関する問合せは下記担当課で全て受け付けることとし、その他部署へ問い合わせることは禁止する。

15 担当課

伊勢市情報戦略局デジタル政策課 担当：柘植、小川

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

TEL：0596-21-5518

mail：ise-den@city.ise.mie.jp